

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

（第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（投資信託委託業者の認可申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第十一条の二 法第八条第三項（法第三十四条の十第五項及び第六十 九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で 定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五 号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」 という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルカ ートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなけれ ばならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に 規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六 〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければな らない。</p> <p>一 届出者の名称</p> <p>二 届出年月日</p>	<p>（新設）</p>

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項及び第四項並びに前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十号第一号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主等の議決権(同号イ(2)に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条、第五十五条、第九十九条、第二百二十三条及び第三百三十二条において同じ。)の百分の五十を超える議決権(同号イ(2)に規定する議決権をいう。以下この条、第五十五条、第九十九条、第二百二十三条及び第三百三十二条において同じ。)に係る株式又は出資を一の法人その他の団体(以下この条及び第五十五条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第五十五条において同じ。)の名義をもつて所有している場合における当該法人等とする。

(業務方法書の記載事項等)

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 (略)

(投資信託委託業等の認可に係る予備審査)

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項及び第三項並びに前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十号第一号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イ(4)に規定する関係親法人等の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び第五十五条において同じ。)の総額又は出資(議決権のあるものに限る。以下この条及び第五十五条において同じ。)の総額の百分の五十を超える株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び第五十五条において同じ。)又は出資を一の法人その他の団体(以下この条及び第五十五条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第五十五条において同じ。)の名義をもつて所有している場合における当該法人等とする。

2 令第二十条第一号イ(6)に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員(取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。)

2 令第二十条第一号イ(6)に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式の数又は出資の額の合計が、当該資産保管会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員(取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。)

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の關係子法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

ロ (略)

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (4) (略)

(3) (略)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の關係子法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

ロ (略)

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (4) (略)

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

(商法の適用)

第二百二条の二 次条の規定は、法第六十五条第二項の規定により商法第三十三条ノ二第一項の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

(電磁的記録)

第二百二条の三 法第六十七条第二項（法第八十二条第二項、第二百二十九条第二項及び第二百五十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

(署名又は記名なつ印に代わる措置)

第二百二条の四 法第六十七条第三項（法第二百二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める署名又は記名なつ印に代わる措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (略)

ロ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。
以下同じ。）とする。

（投資法人設立に係る届出の受理）

第百六条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通（規約が電磁的記録で作成されているときには、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通）に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（投資口申込証の用紙の記載事項）

第百八条 （略）

（設立の際発行する投資口申込証の用紙の記載事項の細目）

第百九条 法第七十一条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 （略）

イ、ロ （略）

ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の総数

ニ 設立企画人の親会社（法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当

（投資法人設立に係る届出の受理）

第百六条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（投資口申込証の記載事項）

第百八条 （略）

（設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目）

第百九条 法第七十一条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 （略）

イ、ロ （略）

ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び所有している株式又は出資の総額

ニ 設立企画人の親会社（法人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及

該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ 設立企画人の子会社（法人が総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間

二 (略)

(承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第百九条の二 令第五十八条の二第二項（令第七十四条の二及び第八十条の二において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第一項（令第五十九条の二第三項、第六十条の二、第六十七条の二、第七十一条の二、第七十四条の四、第七十六条の二、第七十九条の二、第八十二条の二第二項、第八十四条の二、第八十七条の二第一項及び第八十八条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第一項（令第六十二条の二第三項及び第八十二条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第一項（令第六十九条の二、第七十八条の二及び第八十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項、第六十六条の二第一項（令第五十九条の三第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三第二項において準用す

び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ 設立企画人の子会社（法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間

二 (略)

(新設)

る場合を含む。）、第六十七条の三第一項（令第八十二条の五において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項、第七十六条の三第一項（令第八十六条の二及び第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八十二条の三第一項、第八十二条の四第一項（令第八十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一百五条の二第一項各号に規定する電磁的方法のうち情報の提供等を行う者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（承諾の手續において示すべき電磁的記録の種類及び内容）

第九十九条の三 令第五十八条の三第一項（令第七十四条の三及び第八十条の三において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第一百二条の三に規定する物のうち作成者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（署名又は記名なつ印に代わる措置の規定の準用）

第九十九条の四 第一百二条の四の規定は、法第七十一条第六項、第一百二十三条第一項及び第三百三十九条の四第五項の規定により商法第七百七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を讀み替えて準用する場合、法第七十三条第四項及び第九十四条第一

（新設）

（新設）

項の規定により商法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を読み替えて準用する場合、法第百八条第一項の規定により商法第二百六十条の四第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を読み替えて準用する場合並びに法第百三十九条の六第一項の規定により商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法の規定の準用)

第百十條の二 第百二十八條の三の規定は、法第七十三條第四項、第九十二條の二第九項及び第九十四條第一項の規定により商法第二百三十九條第七項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第七十三條第四項の規定により法第九十二條の二第九項において準用する商法第二百三十九條第七項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第百八條の規定により商法第二百六十條の四第六項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第九十九條第一項の規定により商法第二百六十三條第二項第三号及び第二百六十三條第三項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第七十三條第四項及び第九十四條第一項の規定により商法第二百四十四條第六項において準用する同法第二百六十三條第三項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第百六十三條の規定により

(新設)

により法第九十四条第一号において準用する商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第三百三十二条の規定により商法第二百八十二条第二項第三号の規定を読み替えて準用する場合、法第三百三十九条の六第一項の規定により商法第三百三十九条第六項第二号の規定を読み替えて準用する場合、法第五百五十条及び第五百五十七条第五項の規定により商法第四百八条の二第三項第三号の規定を読み替えて準用する場合、法第五百五十条の規定により商法第四百十四条の二第二項において準用する同法第四百八条の二第三項第三号の規定を読み替えて準用する場合並びに法第一百九条の規定により株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第七条第一項第二号の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

（電磁的記録の規定の準用）

第一百十條の三 第二百二條の三の規定は、法第七十三條第四項及び第九十四條第一項の規定により商法第二百四十四條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を読み替えて準用する場合、法第八條第一項の規定により商法第二百六十條の四第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を読み替えて準用する場合、法第三百三十九條の六第一項の規定により商法第三百十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を読み替えて準用する場合並びに法第五百五十條の規

（新設）

定により商法第四百八条の二第二項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(電磁的方法の規定の準用)

第百十一条の二 第百十五条の二の規定は、法第八十二条第三項の規定により商法第二百二十四条第二項及び第二百二十四条第四項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(投資口の端数払戻しの場合の控除方法)

第百十三条 1、2 (略)

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資人は、その投資主名簿に、当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻価額を記載し又は記録し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載又は記録の変更をしなければならない。

(電磁的方法)

第百十五条の二 法第九十条第三項(法第六十六条第四項及び第百三十八条第三項において準用する場合を含む。)並びに第百三十一条第三項(法第四百九条第四項及び第百六十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(新設)

(投資口の端数払戻しの場合の控除方法)

第百十三条 1、2 (略)

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資人は、その投資主名簿に、当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻価額を記載し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載の変更をしなければならない。

(新設)

一 情報の提供等を行う者と情報の提供等を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、情報の提供等を受ける方法の使用に係る電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 情報の提供等を行う者に使用に係る電子計算機と情報の提供等を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、情報の提供等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

ロ 情報の提供等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて情報の提供等を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、情報の提供等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 法第九十条第三項に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、情報の提供等を受ける者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

（参考書類の一般的記載事項）

（参考書類の一般的記載事項）

第百十六条 法第九十一条第三項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 （略）

2、3 （略）

4 同一の投資主総会に関して投資主に提供されるもののうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法（法第九十条第三項の電磁的方法をいう。）により提供される事項の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

5 （略）

（投資法人提案の場合の記載事項）

第百十七条 （略）

2 前項第二号及び第三号の場合において、法第百十九条において準用する商法特例法第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨を記載しなければならない。

（投資主提案の場合の記載事項）

第百十八条 議案が投資主の提出に係るものであるときは、参考書類

第百十六条 法第九十一条第二項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 （略）

2、3 （略）

4 同一の投資主総会に関して投資主に送付される他の書類に記載されている事項については、その記載がされている箇所を明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

5 （略）

（投資法人提案の場合の記載事項）

第百十七条 （略）

2 前項第二号及び第三号の場合において、法第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨を記載しなければならない。

（投資主提案の場合の記載事項）

第百十八条 議案が投資主の提出に係るものであるときは、参考書類

には、議案が投資主の提出に係る旨、その投資主の所有する投資口の口数及び議案に対する役員会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 投資主から四百字以内の提案理由を記載した書面又は四百字以内の提案理由を内容とする事項を記録した電磁的記録（法第六十七條第二項の電磁的記録をいう。以下同じ。）が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 (略)

3 前項の規定は、二以上の投資主から同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した第一項第一号の書面又は電磁的記録が提出されている場合について準用する。

4 (略)

(議決権を行使するための書面の賛否の記載)

第二百二十条 法第九十一条第三項の投資主が議決権を行使するための

には、議案が投資主の提出に係る旨、その投資主の所有する投資口の口数及び議案に対する役員会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 投資主から四百字以内の提案理由を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 (略)

3 前項の規定は、二以上の投資主から同一の趣旨の提案理由を記載した第一項第一号の書面が提出されている場合について準用する。

4 (略)

(議決権を行使するための書面の賛否の記載)

第二百二十条 法第九十一条第二項の投資主が議決権を行使するための

書面（以下「議決権行使書面」という。）には、議案ごとに、投資主が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 (略)

(投資主の氏名等)

第二百二十二条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき投資主の氏名及び議決権を行使することができる所有する投資口の口数を記載し、押印その他議決権行使書面が投資主の作成に係るものであることを示す措置をする欄を設けなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二百二十二条の二 法第九十九条第一項の規定により商法第二百六十三条第二項第四号の規定を読み替えて準用する場合に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第百十五条の二第一項各号に掲げるものとする。

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第百二十三条 (略)

一、二 (略)

三 当該投資法人の設立企画人等（設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者をいう。以下この条において同じ。）及び執行役員が総株主等の議決権の百分の五

書面（以下「議決権行使書面」という。）には、議案ごとに、投資主が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 (略)

(投資主の氏名等)

第二百二十二条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき投資主の氏名及び議決権を行使することができる所有する投資口の口数を記載し、投資主が押印する欄を設けなければならない。

(新設)

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第百二十三条 (略)

一、二 (略)

三 当該投資法人の設立企画人等（設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者をいう。以下この条において同じ。）及び執行役員がその発行済株式の総数又は出

十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（法第一条第三号に該当する者を除く。）

四〇九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第二百二十四条（略）

一（略）

二（略）

イ 投資口申込証又は投資法人債申込証の用紙に記載されている事項の内容

ロ〇二（略）

二〇四（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法の規定の準用）

第二百二十八条の二 第二百二十二条の二の規定は、法第三百二十二

項の規定により商法第二百八十二条第二項第四号の規定を読み替えて準用する場合、法第六十三条第一項の規定により法第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三条第二項第四号の規定を読み替えて準用する場合、法第五十条及び第一百五十七条第五項の規定により商法第四百八条の二第三項第四号の規定を読み替えて準用する場合並びに法第五十条の規定により商法第四百十四条の二

資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（法第一条第三号に該当する者を除く。）

四〇九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第二百二十四条（略）

一（略）

二（略）

イ 投資口申込証又は投資法人債申込証に記載されている事項の内容

ロ〇二（略）

二〇四（略）

（新設）

第二項において準用する同法第四百八条の二第三項第四号の規定を
読み替えて準用する場合について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十八条の三 法第三百二十八条第一項第二号に規定する内閣府令
で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力
装置の映像面に表示する方法とする。

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第三百三十二条 (略)

一、二 (略)

三 当該投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去
二年以内に役員であった者を含む。)、執行役員及び清算執行人
が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している
法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二
以上であったもの(法第六十三条第一項において準用する法第
百一条第三号に該当する者を除く。)

四〇九 (略)

(新設)

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第三百三十二条 (略)

一、二 (略)

三 当該投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去
二年以内に役員であった者を含む。)、執行役員及び清算執行人
がその発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株
式又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの
者のうちの一若しくは二以上であったもの(法第六十三条第一
項において準用する法第一条第三号に該当する者を除く。)

四〇九 (略)

別表第1 (第十七条関係)

項目	業務の方法の変更 (法第十条の二)	記載事項	1、3 (略)	添付書類	1、2 (略) 3 変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ次に定める書類 (1) 法第八条第四項第一号又は第二号に掲げる事項 第十一条第一項第八号から第十二号までに掲げる書類 (2)、(3) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第六 (第六十九条第四項関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第1 (第十七条関係)

項目	業務の方法の変更 (法第十条の二)	記載事項	1、3 (略)	添付書類	1、2 (略) 3 変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ次に定める書類 (1) 法第八条第三項第一号又は第二号に掲げる事項 第十一条第一項第八号から第十二号までに掲げる書類 (2)、(3) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第六 (第六十九条第三項関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(略)

(略)

(略)

別表第七(第六十九条第五項關係)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

別表第七(第六十九条第四項關係)

(略)

(略)

(略)

改正案

別紙様式第5号 (第11条第1項第10号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の数 (a)		個		投資信託委託業者との関係
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数 (b)	割合 (b/a)		
	個	%		
計	個	%		

(記載上の注意)

1. 総株主等の議決権とは、法第15条第2項で規定する総株主等の議決権をいう。
2. 保有する議決権の数が多い順次に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

現行

別紙様式第5号 (第11条第1項第10号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

発行済株式の総数及び資本金 又は出資の総額 (a)		株 (又は口) 千円		投資信託委託業者との関係
氏名、商号又は名称	保有する株式の数又は出資の金額(b)	割合 (b/a)		
	株 (又は口) 千円	%		
計	株 (又は口) 千円	%		

(記載上の注意)

- 保有する株式の数又は出資の金額の多い順次に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

1. 投資信託契約締結計画書

(単位:百万円)

		株式投資信託			公社債投資信託			不動産投資信託			その他の投資信託			合計 (A~D)
		単字型	追加型	合計(A)	単字型	追加型	合計(B)	単字型	追加型	合計(C)	単字型	追加型	合計(D)	
開業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
一営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
二営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
三営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													

(記載上の注意)

- 株式投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託をいい、公社債投資信託とは、第6条第2号イに規定する公社債投資信託をいい、不動産投資信託とは、主として不動産に対する投資として運用する投資信託をいう。
- その他の投資信託とは、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託以外の投資信託を記載すること。
- 単字型投資信託とは、元本の追加信託をすることができない投資信託をいい、追加型投資信託とは、元本の追加信託をすることができる投資信託をいう。
- 投資信託の種類ごとに、その設定しようとする信託元本の額及び追加信託の額を四半期ごとに記載すること。

1. 投資信託契約締結計画書

(単位:百万円)

		株式投資信託			公社債投資信託			不動産投資信託			その他の投資信託			合計 (A~D)
		単字型	追加型	合計(A)	単字型	追加型	合計(B)	単字型	追加型	合計(C)	単字型	追加型	合計(D)	
開業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
一営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
二営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													
三営業年度	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	年月~年月													
	計													

(記載上の注意)

- 株式投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託をいい、公社債投資信託とは、第4条第2号イに規定する公社債投資信託をいい、不動産投資信託とは、主として不動産に対する投資として運用する投資信託をいう。
- その他の投資信託とは、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託以外の投資信託を記載すること。
- 単字型投資信託とは、元本の追加信託をすることができない投資信託をいい、追加型投資信託とは、元本の追加信託をすることができる投資信託をいう。
- 投資信託の種類ごとに、その設定しようとする信託元本の額及び追加信託の額を四半期ごとに記載すること。

第 期 | 年 月 日から
| 年 月 日まで | 営業報告書

金融庁長官 殿

____年 月 日提出
投資信託委託業者名 _____ 印
所在地 _____
代表者名 _____ 印

(一) 業務の状況

(1)~(2) (略)

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況

① 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券	/		/		/		
国債証券	/		/		/		
地方債証券	/		/		/		
特殊債証券	/		/		/		
社債証券	/		/		/		
(うち新株予約権付社債証券)	/		/		/		
そ の 他	/		/		/		
計	/		/		/		
親投資信託受益証券	/		/		/		

②~④ (略)

(4)~(7) (略)

第 期 | 年 月 日から
| 年 月 日まで | 営業報告書

金融庁長官 殿

____年 月 日提出
投資信託委託業者名 _____ 印
所在地 _____
代表者名 _____ 印

(一) 業務の状況

(1)~(2) (略)

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況

① 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株引受権証券	/		/		/		
国債証券	/		/		/		
地方債証券	/		/		/		
特殊債証券	/		/		/		
社債証券	/		/		/		
(うち転換社債証券)	/		/		/		
(うち新株引受権付社債証券)	/		/		/		
そ の 他	/		/		/		
計	/		/		/		
親投資信託受益証券	/		/		/		

②~④ (略)

(4)~(7) (略)

(二) 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

年 月 日

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		
現金			短期借入金		
預金			預り金		
有価証券			未払金		
短期貸付金			未払収益分配金		
支払委託金			未払償還金		
収益分配金			未払手数料		
償還金			その他未払金		
前払金			未払費用		
前払費用			未払法人税等		
未収入金			繰延税金負債		
未収委託者報酬			前受金		
未収運用受託報酬			前受収益		
未収収益				
繰延税金資産			流動負債計		
.....					
貸倒引当金			固定負債		
流動資産計			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物				
器具備品			固定負債計		

(二) 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

年 月 日

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
	千円	千円		千円	千円
流動資産			流動負債		
現金			短期借入金		
預金			預り金		
有価証券			未払金		
短期貸付金			未払収益分配金		
支払委託金			未払償還金		
収益分配金			未払手数料		
償還金			その他未払金		
前払金			未払費用		
前払費用			未払法人税等		
未収入金			繰延税金負債		
未収委託者報酬			前受金		
未収運用受託報酬			前受収益		
未収収益				
繰延税金資産			流動負債計		
.....					
貸倒引当金			固定負債		
流動資産計			長期借入金		
固定資産			退職給付引当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物				
器具備品			固定負債計		

土地			
.....			
無形固定資産			
営業権			
協会基金			
.....			
投資等			
投資有価証券			
関係会社株式			
出資金			
長期貸付金			
関係会社長期貸付金			
繰延税金資産			
.....			
貸倒引当金			
固定資産計			
繰延資産			
創立費			
.....			
繰延資産計			
資産合計			
	負債合計		
	資本の部		
	科目	内訳	金額
		千円	千円
	資本金		
	資本剰余金		
	資本準備金		
	その他資本剰余金		
	利益剰余金		
	利益準備金		
	任意積立金		
	当期末処分利益(又は当期末処分損失)		
	(うち当期純利益(又は当期純損失))		
	土地評価差額金		
	株式等評価差額金		
	自己株式		
	資本合計		
	負債・資本合計		

(2) 損益計算書

(略)

(3) 利益処分計算書

(略)

土地			
.....			
無形固定資産			
営業権			
協会基金			
.....			
投資等			
投資有価証券			
関係会社株式			
出資金			
長期貸付金			
関係会社長期貸付金			
繰延税金資産			
.....			
貸倒引当金			
固定資産計			
繰延資産			
創立費			
.....			
繰延資産計			
資産合計			
	負債合計		
	資本の部		
	科目	内訳	金額
		千円	千円
	資本金		
	法定準備金		
	資本準備金		
	利益準備金		
	剰余金(又は欠損金)		
	任意積立金		
	×××積立金		
		
	評価差額金		
	当期末処分利益		
	(又は当期末処分損失)		
	(うち当期純利益(又は当期純損失))		
	資本合計		
	負債・資本合計		

(2) 損益計算書

(略)

(3) 利益処分計算書

(略)

(4) 損失処分計算書

(略)

(記載上の注意)

1. (略)

2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

イ～ハ (略)

ニ 授権株式数及び消去権の総数は、貸借対照表に注記すること。

ホ 商法施行規則(平成14年法務省令第 号)第34条第1項(子会社等に対する金銭債権)、第40条第1項(時価が著しく低い場合の注記)、第44条(償却年数等の変更の注記)、第50条(取締役等に対する金銭債権)、第60条第1項(支配株主等に対する金銭債務)、第64条(取締役等に対する金銭債務)、第65条(保証債務等)及び第72条(資本の欠損の注記)に定める事項を注記すること。

(2) 損益計算書

(略)

(3) 利益処分計算書

イ (略)

ロ その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。

ハ その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越高について、当期末処分利益の処分に準じて記載すること。

(4) 損失処分計算書

(略)

(記載上の注意)

1. (略)

2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

イ～ハ (略)

ニ 授権株式数及び消去権の総数は、貸借対照表に注記すること。

ホ 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和38年法務省令第31号)第9条第1項(子会社等に対する金銭債権)、第14条第1項(時価が著しく低い場合の注記)、第18条(償却年数等の変更の注記)、第21条(取締役等に対する金銭債権)、第29条第1項(支配株主等に対する金銭債務)、第31条(取締役等に対する金銭債務)及び第32条(保証債務等)に定める事項を注記すること。

(2) 損益計算書

(略)

(3) 利益処分計算書

イ (略)

年 月 日

金融庁長官 殿

発行者 受益証券発行者名
 代表者の役職氏名 印
 本店の所在地
 代理人の氏名又は名称 印
 代理人の住所又は所在地
 事務連絡者氏名
 事務連絡場所
 電話番号() -

外国投資信託に関する届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第58条第1項の規定により外国投資信託に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2面)

届出事項

(法第58条第1項第1号から第4号まで及び第98条第2項に掲げる事項)

(記載上の注意)

1. 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。
2. 代理人の氏名又は名称
国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
3. 法第60条第1項の規定による命令、又は金融庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。
4. 法第58条第1項第1号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

年 月 日

金融庁長官 殿

発行者 受益証券発行者名
 代表者の役職氏名 印
 本店の所在地
 代理人の氏名又は名称 印
 代理人の住所又は所在地
 事務連絡者氏名
 事務連絡場所
 電話番号() -

外国投資信託に関する届出書

投資信託及び投資法人に関する法律第98条第1項の規定により外国投資信託に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2面)

届出事項

(法第58条第1項第1号から第4号まで及び第98条第2項に掲げる事項)

(記載上の注意)

1. 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。
2. 代理人の氏名又は名称
国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
3. 法第60条第1項の規定による命令、又は金融庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。
4. 法第58条第1項第1号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

改正案

別紙様式第22号(第105条第2項第5号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の数 (a)		個		設立企画人との 関係
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数 (b)	割合 (b/a)		
	個	%		
計	個	%		

(記載上の注意)

1. 総株主等の議決権とは、法第15条第2項で規定する総株主等の議決権をいう。
2. 保有する議決権の数が多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

現行

別紙様式第22号(第105条第1項第5号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

発行済株式の総数及び資本金 又は出資の総額 (a)		株 (又は口) 千円		設立企画人との 関係
氏名、商号又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 (b)	割合 (b/a)		
	株 (又は口) 千円	%		
計	株 (又は口) 千円	%		

(記載上の注意)

保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

財 産 目 録
(年 月 日)

(単位:)

科 目	内 容	金 額
(資産の部)		
預け金・預金		
金銭信託		
コール・ローン		
買入手形		
買入金銭債権		
抵当証券		
.....		
有価証券		
株券		
新株予約権証券		
国債証券		
地方債証券		
特殊債証券		
投資信託受益証券		
投資証券		
投資法人債券		
.....		
オプション(買)		
派生商品評価勘定		
未収入金		
.....		
差入保証金		
差入委託証拠金		
受入担保金代用有価証券		
貸付金(コール・ローンを除く)		
匿名組合出資持分		
信託受益権		
.....		
建物		
.....		
土地		
借地権・地上権		
.....		
その他の資産		
合 計		
(負債の部)		
オプション(売)		
派生商品評価勘定		
借入金		
未払金		
.....		
差入保証金代用有価証券		
差入委託証拠金代用有価証券		
受入担保金		
投資法人債		
.....		
合 計		
差引純資産		

財 産 目 録
(年 月 日)

(単位:)

科 目	内 容	金 額
(資産の部)		
預け金・預金		
金銭信託		
コール・ローン		
買入手形		
買入金銭債権		
抵当証券		
.....		
有価証券		
株券		
新株引受権証券		
国債証券		
地方債証券		
特殊債証券		
投資信託受益証券		
投資証券		
投資法人債券		
.....		
オプション(買)		
派生商品評価勘定		
未収入金		
.....		
差入保証金		
差入委託証拠金		
受入担保金代用有価証券		
貸付金(コール・ローンを除く)		
匿名組合出資持分		
信託受益権		
.....		
建物		
.....		
土地		
借地権・地上権		
.....		
その他の資産		
合 計		
(負債の部)		
オプション(売)		
派生商品評価勘定		
借入金		
未払金		
.....		
差入保証金代用有価証券		
差入委託証拠金代用有価証券		
受入担保金		
投資法人債		
.....		
合 計		
差引純資産		

(記載上の注意)

1. 有価証券については、種類ごとに銘柄別の金額を記載するとともに、株券についてはその表示する株式の種類及び数、債券については券面額、その他の有価証券についてはこれらに準ずる内容を記載すること。
2. その他の科目についても、主要な種類に分けてその内容及び金額を記載すること。
なお、各科目の内訳の記載については、別表又は別紙によっても差し支えない。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載を省略することができる。

別紙様式第26号(第130条関係)

(日本工業規格A4)

貸借対照表
(年 月 日)

(単位:)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
預 け 金 ・ 預 金		コール・オプション(売)	
金 銭 信 託		プット・オプション(売)	
コ ー ル ・ ロ ー ン		派 生 商 品 評 価 勘 定	
買 入 手 形		借 入 金	
買 入 金 銭 債 権		未 払 金	
抵 当 証 券		
.....		差入保証金代用有価証券	
有 価 証 券		差入委託証拠金代用有価証券	
株 券		受 入 担 保 金	
新 株 予 約 権 証 券		投 資 法 人 債	
国 債 証 券			
地 方 債 証 券			
特 殊 債 証 券		負債合計	
社 債 証 券		出資の部	
投 資 信 託 受 益 証 券		出 資 総 額	
投 資 証 券		出 資 剰 余 金	
投 資 法 人 債 証 券		未処分利益又は未処理欠損金	
.....			
コール・オプション(買)		出資合計	

(記載上の注意)

1. 有価証券については、種類ごとに銘柄別の金額を記載するとともに、株券についてはその表示する株式の種類及び数、債券については券面額、その他の有価証券についてはこれらに準ずる内容を記載すること。
2. その他の科目についても、主要な種類に分けてその内容及び金額を記載すること。
なお、各科目の内訳の記載については、別表又は別紙によっても差し支えない。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載を省略することができる。

別紙様式第26号(第130条関係)

(日本工業規格A4)

貸借対照表
(年 月 日)

(単位:)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
預 け 金 ・ 預 金		コール・オプション(売)	
金 銭 信 託		プット・オプション(売)	
コ ー ル ・ ロ ー ン		派 生 商 品 評 価 勘 定	
買 入 手 形		借 入 金	
買 入 金 銭 債 権		未 払 金	
抵 当 証 券		
.....		差入保証金代用有価証券	
有 価 証 券		差入委託証拠金代用有価証券	
株 券		受 入 担 保 金	
新 株 引 受 権 証 券		投 資 法 人 債	
国 債 証 券			
地 方 債 証 券			
特 殊 債 証 券		負債合計	
社 債 証 券		出資の部	
投 資 信 託 受 益 証 券		出 資 総 額	
投 資 証 券		出 資 剰 余 金	
投 資 法 人 債 証 券		未処分利益又は未処理欠損金	
.....			
コール・オプション(買)		出資合計	

プット・オプション（買）			
派生商品評価勘定			
未収入金			
差入保証金			
差入委託証拠金			
受入担保金代用有価証券			
貸付金（コール・ローンを除く）			
匿名組合出資持分			
信託受益権			
.....			
建　　物			
.....			
土　　地			
借地権・地上権			
.....			
その他の資産			
.....			
資　産　合　計		負債・出資合計	

(記載上の注意)

1. 資産は処分見積価格により計上し、それぞれその算定根拠を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は法人の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載をしないことができる。

プット・オプション（買）			
派生商品評価勘定			
未収入金			
差入保証金			
差入委託証拠金			
受入担保金代用有価証券			
貸付金（コール・ローンを除く）			
匿名組合出資持分			
信託受益権			
.....			
建　　物			
.....			
土　　地			
借地権・地上権			
.....			
その他の資産			
.....			
資　産　合　計		負債・出資合計	

(記載上の注意)

1. 資産は処分見積価格により計上し、それぞれその算定根拠を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は法人の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載をしないことができる。

改正案

別紙様式第28号(第134条関係)

(日本工業規格A4)

14. 主要な投資主

発行済投資口の総口数(a)		□		住所
氏名、商号又は名称	保有する投資口の口数(b)	割合 (b/a)		
	□	%		
計	□	%		

(記載上の注意)

投資口の口数の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

現行

別紙様式第28号(第134条関係)

(日本工業規格A4)

14. 主要な投資主

設立時に発行した投資口の総口数(a)		□		住所
氏名、商号又は名称	保有する投資口の口数(b)	割合 (b/a)		
	□	%		
計	□	%		

(記載上の注意)

投資口の口数の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

第 期 | 年 月 日から
| 年 月 日まで | 営業報告書

金融庁長官 殿

年 月 日提出
登録番号 金融庁長官 第 号
商 号 印
所在地
執行役員名 印

業務の状況

(1)~(2) (略)

(3) 保有有価証券の売買等の状況

① 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券	/		/		/		
国債証券	/		/		/		
地方債証券	/		/		/		
特殊債証券	/		/		/		
社債証券	/		/		/		
(うち新株予約 権付社債証券)	/		/		/		
そ の 他	/		/		/		
計	/		/		/		

②~④ (略)

(4)~(5) (略)

第 期 | 年 月 日から
| 年 月 日まで | 営業報告書

金融庁長官 殿

年 月 日提出
登録番号 金融庁長官 第 号
商 号 印
所在地
執行役員名 印

業務の状況

(1)~(2) (略)

(3) 保有有価証券の売買等の状況

① 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株引受権証券	/		/		/		
国債証券	/		/		/		
地方債証券	/		/		/		
特殊債証券	/		/		/		
社債証券	/		/		/		
(うち転換社債 証券)	/		/		/		
(うち新株引受 権付社債証券)	/		/		/		
そ の 他	/		/		/		
計	/		/		/		

②~④ (略)

(4)~(5) (略)